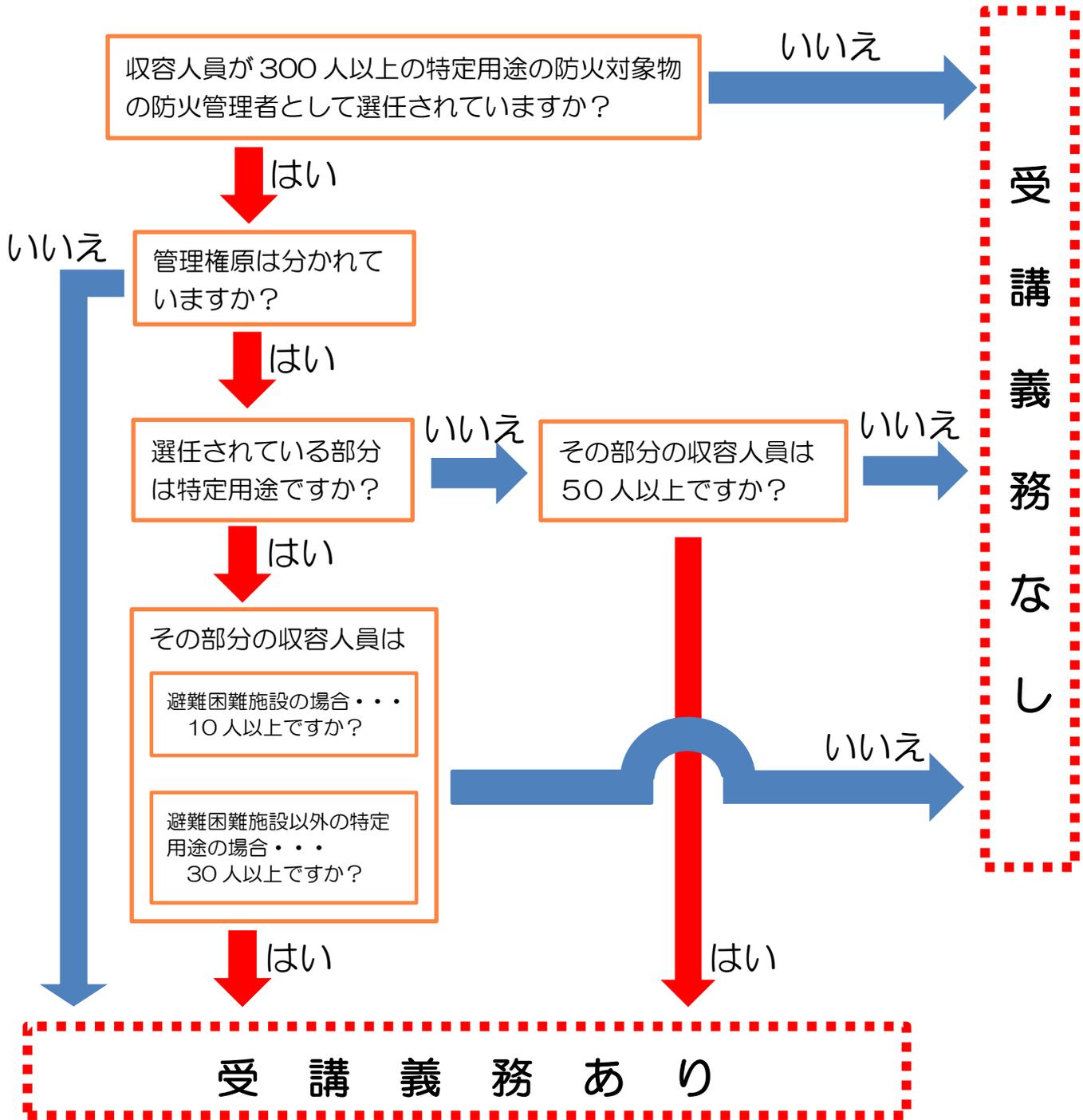


## 再講習の受講が必要な防火管理者



※特定用途の防火対象物とは、不特定多数の方が出入する建物をいい、集会所、遊技場、飲食店、旅館、ホテル、病院、福祉施設さらにこれらの用途が含まれる複合ビル等が該当します。(消防法施行令別表第1に掲げられている(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項)

※避難困難施設とは、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な方が入所する社会福祉施設などです。